

世界 税制事情

オランダ

アインスト
アンドヤング
アムステルダム
事務所
税理士
池内 清伸

オランダは、人口約1,600万人、面積は九州とほぼ同等の約4.1万km²の国ですが、世界初の株式会社や証券市場の創設及び積極的な海外貿易などにより、商業経済の分野でも特筆すべき事柄を有しています。現在では、EU加盟国の一員として、欧州大陸の中心である特徴を生かした物流のハブ機能や国際金融センターの機能を更に強化する方向性が打ち出されています。小国ながらも存在感を示すオランダの特徴的な政策は、資本参加免税や30%ルーリングなど税制度上の優位性及び税務執行の柔軟性にも見受けられます。

法人税

オランダの法人税は、オランダ法人の場合全世界所得が課税対象となります。標準法人税率は25.5%。税務欠損金は9年間繰越及び1年間の繰戻還付が適用できます。

申告期限は決算期末後6か月以内であり、延長申請により更に5か月の延長をすることができます。

法人税申告は賦課決定方式が採用されており、期中の1次及び2次予備的査定書に基づいて、進行事業年度中にその期の法人税を予定納付し、最終決算に基づいた申告により最終査定書が発行されます。

1 資本参加免税制度

5%以上の出資、アクティブ投資(注1)であること等、一定の条件を満たす投資については、資本参加免税制度の適用を受けることができます。当制度下においては、その資本の出資から生じる受取配当および株式譲渡益は100%非課税となります。なお、株式譲渡損については、事業撤退などの限定的な条件を満たした場合のみ譲渡損の損金処理ができ

ます。この資本参加免税制度を活用した、オランダ持株会社のストラクチャーが多く見受けられます。

(注1) アクティブ投資とは、その資産の半分以上を金融資産の保有など、フリーポートフォリオにて構成されていない場合をいいます。

2 国外支店利益課税

オランダ法人の国外支店利益については、国外所得免税方式が採用されており、国外支店の利益がオランダ本国にて課税されません。一方、オランダ国外支店の損失はオランダ法人の本店所得と相殺することができるため、これにより支店損失を早期に課税所得から控除することができます。なお、国外支店利益免税との整合性を図るため、翌事業年度以降に当該支店にて利益が生じた段階でこれを本店の課税所得に含めることにより、取り戻し課税が行われる制度になっています(リキャプチャー・ルール)。

3 租税条約と源泉税課税

オランダの国内法による源泉税率は次のように定められています。

配当：15%、利子：0%、使用料：0%

なお、日蘭租税条約により、議決権株式の25%以上を配当事業年度終了の日以前6か月以上所有している場合には、所定の手続きにより、配当にかかる源泉税率を5%まで軽減することができます。

また、利子及び使用料についてもそれぞれ10%まで軽減できることが租税条約に規定されていますが、オランダからのこれらの支払いについては、国内法にて0%が規定されているため源泉徴収は行われません。

日本の親会社への配当については、現行の日蘭租税条約上支払い配当について5%の源泉税課税が行われます。日本の外国子会社配当等益金不算入制度の導入後においては、こ

の直接源泉税額が日本の親会社において追加の税務コストとなります。

なお、オランダのC O - O P (コープ：日本の合同会社に類似する組織)を活用するスキームにより、配当に係るオランダ源泉税課税を回避する方法も検討されています。

一方、日蘭租税条約は現在改正交渉中であり、近々に配当に係る源泉税の免税を含む合意がなされることが期待されています。

なお、オランダは多くの国と有利な租税条約を締結しており、その租税条約ネットワークを活用し、オランダ法人を経由する持ち株形態やプロジェクトファイナンスが多く見受けられます。

4 移転価格税制

オランダの移転価格税制はOECDガイドラインに則り、基本3法を原則とします。なお、関連者間取引には文書化義務が規定されています。したがって、税務調査の際には、移転価格文書の提出が要求され、文書化がなされていない場合には、取引の複雑さに応じた、4週間から3か月の移転価格文書の準備期間が与えられますが、移転価格文書が具備されていない、または十分でない場合には、法人税の本法規定により最大100%のペナルティーが賦課される可能性があります。

オランダの移転価格税制の導入は2002年と比較的新しい制度ですが、最近は棚卸資産の取引のみでなく、無形資産・役務提供などの取引の調査も重要視されているようです。

オランダ税務当局は移転価格の事前確認(APA)にも積極的に対応しています。プロジェクトファイナンスなどの金利スプレッドにかかるAPAの場合には、数か月でオランダ税務当局と合意することができます。また、日蘭間のバイラテラルAPAについても、既にいくつかの案件が合意にいたり、現在交渉中の案件もあります。

5 税務当局の姿勢

オランダ税務当局は納税義務者からの相談に積極的に対応し、必要に応じて、ルーリングとして書面による回答を得ることができます。

また、税務当局と「タックスコンプライアンス（税務法令順守）契約」を締結し、納税義務者の税務統制フレームワークの確立を前提に、税務当局への適時情報開示及び当局の見解の早期獲得並びに（双方の）税務調査負担の軽減を果たす制度が導入されています（タックスモニタリング制度）。これはOECDのガイドラインに則り、税務当局と納税義務者との相互信頼に基づく先進的な取り組みとされています。

所得 税

オランダの個人所得税課税も、原則として居住者の場合、全世界所得が課税対象となります。月次の源泉所得税は、社会保険料とあわせて一括徴収されます。所得税等の最高税率は52%です。採用困難な人材を国外から招いた場合には、一定の条件のもと、30%ルーリング制度を適用することができます、その者の給与総額の30%相当額を非課税とすることができます。

日系企業は日本での手取り給与を想定したネット給与と保証を導入し、海外現地での所得税は会社が税金手当てとして会社が負担する場合は多く見受けられます。したがって、当30%ルーリングは結果的に会社経費の負担軽減効果をあたえる重要で魅力的な制度とされています。

2009年3月より、日蘭社会保障協定が施行され、5年以内の一次派遣者に該当する場合にはオランダにおいて、日本人については一

般老齢年金(AOW)、一般遺族年金(ANW)、特別医療保険(AWBZ)の納付義務がなくなりました。各保険には上限がついていますが、所定の証明書の具備により、総計で31.15%（課税対象€31,589まで）の軽減がされることとなります。

付加価値税（VAT）

オランダのVAT税率は19%です。EU加盟国では、93年の欧州単一市場導入以降、EU加盟国間の税関は撤廃され、各国のVAT制度もかなり調和がすすめられています。日本からオランダへの商品の搬入は輸入とされ、関税及び輸入VATが課されます。

なお、オランダの特徴的な制度として、VAT23条項のライセンスを取得することにより、輸入VATの納付を実質的に販売時点まで繰り延べることができます。日本企業などの外国法人もVAT納税代理人をオランダにて指定することにより、このライセンスの恩恵を受けることができます。

また、日本企業が外国法人として、直接オランダにて商品の売買を行う場合、オランダ内及びオランダ国外への売買取引には、リバースチャージ(注2)の方法が適用されます。この場合、OUTPUT VAT（所謂、仮受消費税）を認識する必要がないため、VAT負担を軽減する方法にて処理することができます。

なお、EU加盟国にてVATの大幅な改正が2010年より施行されることになっており、各国の国内法への導入動向に注意が必要です。（注2）リバースチャージとは、供給者にてVATの認識を行わず、受益者が自己評価にてVAT申告書を行うVATの課税方法をいいます。

最近の日系企業の動向

在欧州の日系企業も金融不安の大きな影響を被っているようです。積極的なコスト削減を図る一方、欧州域内の適切な物流体制、管理・販売体制を確立するために、組織の合理化を検討する企業も見受けられます。オランダは昨年7月にEUクロスボーダー合併指令をオランダ会社法として施行し、他のEU加盟国の法人との合併が実行可能となりました。

また、同合併指令により、原則、合併取引による法人税課税の繰延が規定されています。今後は、このような合併制度を活用した再編も多く検討されるようになると思われます。

オランダの税制改正の動向としては、2007年の税制改正以来、日本のタックスヘイブン対策税制を意識した、オランダ標準法人税率が25%以下となるか否かが毎年注目となります。現時点においては、標準法人税率のさら

なる低減は予定されていないようです。しかしながら、2007年の利子ボックス課税制度（関係会社間利子所得については5%課税）が欧州委員会の承認を得ることができそうにない状況であり、その施行が難しいとされるため、国際金融の誘致を目的とした金融取引にかかるさらなる優遇措置の導入が検討されています。これらの改正が日本のタックスヘイブン税制の適用上、どのように影響してくるか、今後の改正の動向にも注意が必要です。

【執筆者紹介】

池内 清 伸（いけうち きよのぶ）
新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
東京・大阪事務所、アーンスト・アンド・ヤング
ロサンゼルス事務所を経て、現在アムステルダム事務所に勤務。国際税務を専門とし、在蘭日系企業の税務会計等に関し幅広いアドバイスを提供。